

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会指定訪問介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会が開設する彦根市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前項に規定するもののほか、滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日滋賀県条例第17号）を遵守し事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション

所在地 彦根市平田町670番地 （彦根市福祉センター別館内）

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者は1名とし、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護の事業実施に関し遵守すべき事項について、指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者は、介護福祉士3名以上とし、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等は、常勤換算で5名以上とし、指定訪問介護の提供を行う。ただし、訪問介護員等は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者および介護員養成研修2級以上修了者とする。

(4) 事務職員は、1名とし、必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および12月29日から1月3日までを除く。

- (2) サービス提供日は、12月31日から1月3日までを除く毎日とする。
- (3) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) サービス提供時間は、午前7時00分から午後9時00分までとする。
- (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）（以下「算定基準」という。）」に規定する内容とし、具体的には以下のとおりである。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料およびキャンセル料)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、算定基準による額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 事業所は、利用者が利用日前日の営業時間後（利用日当日を含む。）にサービス提供をキャンセルしたときは、サービスの予定時間30分につき420円のキャンセル料を徴収する。ただし、2人のヘルパーにより提供されるサービスのときは、倍額とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、彦根市とする。ただし、厚生労働大臣が定める中山間地域を除く。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況および事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所およびその従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者との雇用契約において、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

3 事業所は、利用者およびその家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(従業者の研修)

第13条 事業者は、全ての訪問介護員等に対し、職員の資質向上のため、次の各号に掲げる研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年3回

(虐待の防止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保する。

(災害発生時の対応)

第15条 事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(その他)

第16条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年 8月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。